

出納員その他の会計職員への任命等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第二十九号

出納員その他の会計職員への任命等に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員への任命等に関する規則（昭和三十九年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号を次のように改める。

一 会計管理部の会計総務課長、審査指導課長、用度課長

第四条第一項第二号中「会計管理局会計総務室、審査指導室及び用度室」を「会計管理部会計総務課、審査指導課及び用度課」に改める。

第六条第一項中「当該室」を「当該課」に改め、同項第一号中「会計管理局会計総務室、審査指導室及び用度室」を「会計管理部会計総務課、審査指導課及び用度課」に改める。

第十条中「会計管理局会計総務室長」を「会計管理部会計総務課長」に、「会計総務室審査指導室長」を「会計管理部審査指導課長」に改める。

別表第一の七の部中「税務室及び税務システム管理室並びに」を「税務課及び」に、「当該麻」を「当該出納員の所属する税務局（支局を除く。）」に改め、同表の八の部中「税務室及び税務システム管理室並びに」を「税務課及び」に改め、同表の九の部中「税務室及び税務システム管理室並びに」を「税務課及び」に改め、同部税務局出納管理課長の項委任事務の欄に次の一号を加える。

三 当該出納員の所属する税務局における証紙の売りさばきに係る現金の出納及び保管並びに証紙の出納及び保管

別表第一の十の部、十一の部、十二の部及び十三の部中「税務室及び税務システム管理室並びに」を「税務課及び」に改め、同表の十五の部中

広島県立西部農業 技術指導所	次長	専門技術監
-------------------	----	-------

を

広島県立西部農業 技術指導所		次長
-------------------	--	----

に改め、同表の十七の部中

広島県西部病害虫 防除所	次長	
-----------------	----	--

を

広島県西部病害虫 防除所		次長
-----------------	--	----

に改める。

別表第二の一の項中「総務部総務管理局総務室」を「総務局総務管理部総務課」に、「室長」を「課長」に改め、同項委任事務の欄に次の二号を加える。

二 広島県立文書館で収納する県税外収入に係る現金の出納及び保管

三 知事部局の本庁で収納する行政手続条例の規定による聴聞に関する資料の写しの交付に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管

別表第二の二の項及び三の項を削り、同表の四の項中「総務部秘書広報局広報室」を「総務局秘書広報局広報聴課」に、「室長」を「課長」に、「当該室」を「当該課」に改め、同項委任事務の欄に次の一号を加え、同項を同表の二の項とする。

二 当該課で収納する情報公開条例の規定による行政文書の写しの交付、個人情報保護条例の規定による保有個人情報記録されている行政文書の写しの交付及び情報公開・個人情報保護審査会設置条例の規定による意見書又は資料の写しの交付に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管

別表第二の五の項中「環境部環境対策局環境政策室」を「環境県民局環境部環境政策課」に、「室長」を「課長」に、「当該室」を「当該課」に改め、同項を同表の三の項とし、同表の六の項中「総務部財務局税務室」を「総務局財務部税務課」に、「室長」を「課長」に、「室及び税務システム管理室」を「課」に改め、同項を同表の四の項とし、同表の七の項中「総務部財務局財産管理室」を「総務局財務部財産管理課」に、「農林水産部農林整備局森林保全室」を「農林水産局農林整備部森林保全課」に、「室長」を「課長」に、「所属する室」を「所属する課」に改め、同項を同表の五の項とし、同表の八の項中「福祉保健部総務管理局福祉保健総務室」を「健康福祉局総務管理部健康福祉総務課」に、「室長」を「課長」に改め、同項を同表の六の項とし、同表の九の項中「福祉保健部総務管理局子ども家庭支援室」を「健康福祉局総務管理部子ども家庭課」に、「福祉保健部保健医療局医療看護室」を「健康福祉局保健医療部医務課」に、「福祉保健部保健医療局被爆者・毒ガス障害者対策室」を「健康福祉局保健医療部健康対策課」に、「福祉保健部社会福祉局障害者支援室」を「健康福祉局社会福祉部障害者支援課」に、「商工労働部総務管理局商工金融室」を「商工労働局産業振興部金融課」に、「室長」を「課長」に、「所属する室」を「所属する課」に改め、同項を同表の七の項とし、同表の十の項中「福祉保健部保健医療局薬務室」を「健康福祉局保健医療部薬務課」に、「室長」を「課長」に、「所属する室」を「所属する課」に、「生物学的製剤」を「医薬品」に改め、同項を同表の八の項とし、同表の十一の項中「福祉保健部社会福祉局地域福祉室」を「健康福祉局社会福祉部地域福祉課」に、「室長」を「課長」に、「所属する室」を「所属する課」に、「所属する室」を「所属する課」に改め、同項を同表の九の項とし、同表の十二の項中「商工労働部総務管理局商工労働総務室」を「商工労働局総務管理部商工労働総務課」に、「室長」を「課長」に改め、同項を同表の十の項とし、同表の十三の項中「都市部都市事業局都市総務室」を「都市局都市事業管理課」に、「都市部都市事業局住宅室」を「都市局住宅課」に、「室長」を「課長」に、「所属する室」を「所属する課」に改め、同項を同表の十一の項とし、同表の十四の項中「広島県立少年自然の家」を「広島県立福山少年自然の家」に改め、同項を同表の十二の項とし、同表の十五の項中

庁の室、課及び隊	室長、課長 又は隊長
政策企画部企画調整局	分権改革担 当の企画監

を

庁の室、課及び隊	室長、課長 又は隊長
----------	---------------

に、「旅費担当の専任主査」を「調整監」に、

広島県尾三 地域事務所	農林局重井・三 河農業水利改良 事業所	所長
	建設局野間川ダ ム建設事業所	所長
	建設局山田川ダ ム管理事務所	所長

を

広島県尾三 地域事務所	農林局重井・三 河農業水利改良 事業所	所長
建設局野間川ダ ム建設事業所		所長

に改め、同項を同表の十三の項とする。

別表第三の一の項中「総務部総務管理局文書法制室」を「総務局総務管理部総務課」に改め、同表の二の項中「福祉保健部社会福祉局障害者支援室」を「健康福祉局社会福祉部障害者支援課」に改め、同表の三の項中「商工労働部総務管理局商工労働総務室」を「商工労働局総務管理部商工労働総務課」に改め、同表の八の項を削る。

別表第四の一の項中「総務部財務局税務室及び税務システム管理室」を「総務局財務部税務課」に、「総務部財務局税務室出納員」を「総務局財務部税務課出納員」に改め、同表の

二の項中

総務部財務局財産管理室	総務部財務局財産管理室出納員
農林水産部農林整備局森林 保全室	農林水産部農林整備局森林 保全室出納員

を

総務局財務部財産管理課	総務局財務部財産管理課出納員
農林水産局農林整備部森林 保全課	農林水産局農林整備部森林 保全課出納員

に改め、同表中三の項を削り、

四の項を二の項とし、同表の五の項中

総務部財務局財産管理室	総務部財務局財産管理室出納員
福祉保健部総務管理局こども 家庭支援室	福祉保健部総務管理局こども 家庭支援室出納員
福祉保健部保健医療局医務 看護室	福祉保健部保健医療局医務 看護室出納員
福祉保健部保健医療局保健 対策室	福祉保健部保健医療局保健 対策室出納員
福祉保健部保健医療局被爆 者・毒ガス障害者対策室	福祉保健部保健医療局被爆 者・毒ガス障害者対策室出 納員
福祉保健部社会福祉局障害 者支援室	福祉保健部社会福祉局障害 者支援室出納員

を

都市部都市事業局住宅室	都市部都市事業局住宅室出納員
-------------	----------------

総務局財務部財産管理課	総務局財務部財産管理課出納員
健康福祉局総務管理部ことども家庭課	健康福祉局総務管理部ことども家庭課出納員
健康福祉局総務管理部被爆者対策課	健康福祉局総務管理部被爆者対策課出納員
健康福祉局保健医療部医務課	健康福祉局保健医療部医務課出納員
健康福祉局保健医療部健康対策課	健康福祉局保健医療部健康対策課出納員
健康福祉局社会福祉部障害者支援課	健康福祉局社会福祉部障害者支援課出納員
都市局住宅課	都市局住宅課出納員

に、

総務局（総務第二課を除く。） 農林局	広島県尾三地域事務所総務局総務課出納員
-----------------------	---------------------

を

総務局（総務第二課を除く。）	広島県尾三地域事務所総務局総務課出納員
----------------	---------------------

に改め、同項を同表の四の項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。